

令和6年(家)第105号 戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服申立  
事件

申立人 小瀨耕治ほか1名

利害関係参加人 仙台市太白区長

意見書(2)

令和7年9月30日

仙台家庭裁判所家事部合議係 御中

利害関係参加人指定代理人

豊岡 慎也 

高橋 栄 

遊佐 真子 

金 鋼一 

加藤 亮太 

佐伯 幸次 

古澤 範明 

中川 敬裕 

蝦名 陸子 

佐竹 圭子 

木 島 有 紀 

菊 池 啓 佑 

第1	はじめに	6
1	事案の概要	6
2	参加人の主張の概要	6
第2	我が国の法律上、婚姻は、異性間において行われることがその成立要件とされていると解すべきであり、申立人らの婚姻は、その成立要件を欠くことから、本件届出を適法な届出として受理することができないこと	7
1	申立人らの主張	7
2	参加人の意見	8
	(1) 憲法及び民法は、婚姻が生殖と子の養育を目的とする男女の結合であるとの我が国の伝統、慣習が制度化されたものであり、憲法24条が想定し、本件諸規定により制度化された婚姻の当事者は男女であるとの理解が一般的であること	8
	(2) 本件諸規定は、生殖に結び付いて理解される異性間の人的結合関係を前提とした制度として婚姻を定めていること	17
	(3) 小括	22
第3	異性婚を前提とし、同性婚を前提としていない本件諸規定が憲法に違反するものではないこと	22
1	本件諸規定が憲法24条1項及び2項に違反するものではないこと	22
	(1) 申立人らの主張	22
	(2) 異性婚を定め、同性婚を定めていない本件諸規定が憲法24条1項及び2項に違反するものではないこと	23
	(3) 申立人らの主張する「婚姻の自由」は、判例が前提としている「婚姻をするについての自由」とは異なるものであること	29
2	本件諸規定が婚姻について同性間の人的結合関係を対象とするものとして定めていないことが憲法13条に違反するものではないこと	32
	(1) 申立人らの主張	32

(2) 憲法13条が同性間の「婚姻の自由」を保障しているとする申立人らの主張に理由がないこと	32
3 本件諸規定が憲法14条1項に違反するものではないこと	33
(1) 申立人らの主張	34
(2) 本件諸規定に基づき同性間で婚姻することができないことは、憲法自体が予定し、かつ、許容するものであり、憲法14条1項に違反するものではないこと	34
(3) 本件諸規定が憲法14条1項に違反すると評価されるのは、立法府の裁量の範囲を逸脱し又は濫用したことが明らかであると認められるときに限られること	36
(4) 本件諸規定の立法目的は、一人の男性と一人の女性が子を産み育てながら共同生活を送るという関係に対して特に法的保護を与えることにあり、合理的な根拠があること	46
(5) 同性婚を認める法制度を創設していないことが本件諸規定の立法目的との関連においても合理性を有すること	49
4 まとめ	50
第4 本件申立てを認容することは、参加人に法律上の不可能を強いるものである上、裁判所が法解釈により、現行の法律婚制度を法律上同性のカップル（ないしその子）が利用することができるよう本件諸規定を改正することにほかならず、許されないこと	51
1 申立人らの主張	51
2 参加人の意見	51
(1) 登録・公証をする余地がない本件届出を参加人に受理するよう命じることは、参加人に法律上の不可能を強いるものであること	52
(2) 本件申立てを認容することは、裁判所が法解釈により、現行の法律婚制度を法律上同性のカップル（ないしその子）が利用することができるよう本件	

諸規定を改正することにほかならないこと .....	53
(3) 申立人らのいう本件諸規定の改正の手法により、現行の法律婚制度を法律上同性のカップルが利用することができるように本件諸規定を改正（解釈）すべきことが明らかであるとはいえず、本件申立てを認容することは、国会の立法裁量を侵害するものであって許されないこと .....	54
第5 結語 .....	57
第6 添付資料 .....	57

利害関係参加人（以下「参加人」という。）は、本書面において、申立人らの令和6年10月1日付け第1準備書面（以下「申立人ら第1準備書面」という。）、同年12月27日付け第2準備書面（以下「申立人ら第2準備書面」という。）、令和7年4月23日付け第3準備書面（以下「申立人ら第3準備書面」という。）、同日付け第4準備書面（以下「申立人ら第4準備書面」という。）及び同年5月1日付け第5準備書面（以下「申立人ら第5準備書面」という。）を踏まえ、追加意見を陳述する。

なお、略語等は、本書面で新たに定めるもののほか、従前の例による。

## 第1 はじめに

### 1 事案の概要

本件は、令和6年2月6日に提出された申立人らを当事者とする婚姻の届出（本件届出）を、同月9日に参加人が不受理とした処分（本件不受理処分）が違法であるとして、戸籍法122条に基づき、本件届出を受理することを命ずる旨の審判を求めるものである。

なお、以下では、現行の法律婚制度を規律する民法及び戸籍法の諸規定を「本件諸規定」といい、「同性婚」という用語については、同性間の人的結合関係について、本件諸規定が定める権利義務等の法的効果を及ぼす法制度という意味で使用し、また、これに対する形で、「異性婚」という用語を、異性間の人的結合関係について、本件諸規定が定める権利義務等の法的効果を及ぼす法制度という意味で使用する。

### 2 参加人の主張の概要

申立人らは、本件諸規定を憲法適合的に解釈すれば同性婚の成立が認められることは明らかであるから、本件不受理処分は、本件諸規定の解釈適用を誤ったものであって違法であり、仮に、本件諸規定上、婚姻は異性間で行われることが実質的成立要件であるとしても、当該要件は、憲法13条、24条及び1

4条1項に反し違憲無効であり、他方で、本件届出においてその他の要件は全て満たされているのであるから、本件不受理処分は理由を欠き違法であると主張する（申立人ら第2準備書面・24及び25ページ）。

しかしながら、令和6年7月9日付け意見書（以下「意見書(1)」という。）で主張したとおり、①婚姻に関する憲法及び民法の規定等からすれば、我が国の法律上、婚姻は異性間で行われることが実質的成立要件とされており、本件届出に係る婚姻は異性間で行われることという実質的成立要件を欠くものであること、②同性同士の婚姻は、婚姻意思を欠いているという観点からも、本件届出に係る婚姻は実質的成立要件を欠いていることから、本件届出は民法740条が定める「その他の法令の規定に違反」する届出に該当するため受理することはできないのであるから、本件不受理処分は適法である。

以下では、意見書(1)をふえんしつつ、まず、我が国の法律上、婚姻は、異性間において行われることがその成立要件とされていることに鑑み、申立人らの婚姻はその成立要件を欠くから本件届出を受理できないことを指摘し（後記第2）、異性婚を前提とし、同性婚を前提としていない本件諸規定が憲法に違反するものではないことを主張した上で（後記第3）、本件申立てを認容することは、参加人に法律上の不可能を強いるものである上、裁判所が法解釈により、現行の法律婚制度を法律上同性のカップル（ないしその子）が利用することができるよう本件諸規定を国民の代表たる国会の審議を経ないまま改正することにほかならず、許されないこと（後記第4）を主張し、適宜、必要な範囲で申立人らの主張に反論する。

**第2 我が国の法律上、婚姻は、異性間において行われることがその成立要件とされていると解すべきであり、申立人らの婚姻は、その成立要件を欠くことから、本件届出を適法な届出として受理することができないこと**

**1 申立人らの主張**

申立人らは、①旧民法から現行民法に至るまで、民法の婚姻の目的について、「夫婦がその間に生まれた子を産み育てながら共同生活を送るという関係のみに対して法的保護を与えるものである」という考え方が採用されたことはなく、仮にそのような見解が一時的に存在したとしても、今日においては既に否定されており、婚姻の目的の観点から同性婚を否定する実質的根拠は存在しないこと（申立人ら第3準備書面・6ないし13ページ）、②婚姻の無効事由は民法742条柱書きで、婚姻障害事由は民法731条以下で、婚姻の取消事由は民法743条でそれぞれ規定されているところ、同性婚が認められないという規定は存在せず、民法の明文にはない無効事由や婚姻障害事由を認めて同性婚を否定する考え方には、十分な理論的裏付けがあるものではないのであり、同性婚を否定する上記①の婚姻の目的以外の実質的根拠は存在しないこと（申立人ら第3準備書面・13ないし17ページ）、③民法・戸籍法の「夫婦」は、同性カップルを保護すべき民法の婚姻の目的に照らし、目的論的解釈により性中立的な文言として解釈しなければならないし、「夫又は妻」、「夫」又は「妻」が民法上用いられている条項は全て婚姻の本質的要素ではないから、これをもって同性婚を否定するのは実質的根拠の裏付けがない主張であること（申立人ら第3準備書面・17ないし23ページ）などを主張し、民法・戸籍法の合憲的かつ合理的解釈により同性婚が認められるから、本件不受理処分は、本件諸規定の解釈適用を誤ったものであって違法である旨主張する（申立人ら第2準備書面・24ページ）。

## 2 参加人の意見

(1) 憲法及び民法は、婚姻が生殖と子の養育を目的とする男女の結合であるとの我が国の伝統、慣習が制度化されたものであり、憲法24条が想定し、本件諸規定により制度化された婚姻の当事者は男女であるとの理解が一般的であること

ア 婚姻制度についての伝統的な理解

婚姻は「伝統的に生殖と子の養育を目的とする男女の結合であった。したがって、同性の性的結合関係や共同生活関係は婚姻たりえないとされてきた」ところ、「国ないし社会が婚姻に法的介入をするのは、婚姻が社会の次世代の構成員を生産し、育成する制度として社会的に重要なものであったからである」（青山道夫＝有地亨編「新版注釈民法(21)親族(1)」178ページ・資料1）と指摘されている。また、「婚姻はつねに親子関係を予定し」、「単純な男女の性関係ではなく、男女の生活共同体として子の監護養育や分業的共同生活などの維持によって家族の中核を形成する」（同157ページ・資料13）との指摘や、「人間は男女の性的結合関係を営み、種の保存を図ってきた。この関係を規範によって統制しようとするところに婚姻制度が生まれる」（二宮周平編「新注釈民法(17)親族(1)」65ページ・資料14）との指摘もある。このように、伝統的に、婚姻は、生殖と密接に結びついて理解されてきており、それが異性間のものであることが当然の前提とされてきた（後記第3の3(4)ウ(7)も参照）。

そして、「実際の近代的婚姻法の制度としての内容は、次のような制約を伴うものだった。」として、「①家族は男と女のカップルで作られなければならない（異性愛規範）。②そのカップルは結婚という社会的承認をふまえたものでなければならない（婚姻規範）。③こうしたカップルから生まれた子が正統な子であり、婚姻は親子関係を証明する基準となり、婚姻で生まれた子を嫡出子と推定する（嫡出性規範）。」（同67及び68ページ・資料14）などの特徴が挙げられているところである。

## イ 明治以来、現行の民法に至るまでの婚姻制度の由来、沿革、趣旨、目的等について

### (7) 我が国における民法の成立

明治民法の「第4編 親族」は、明治31年に「第5編 相続」とともに公布された(明治31年法律第9号。この民法第4編及び第5編は、

後記(ウ)のとおり昭和22年に全面的な改正が行われている。)

明治民法についての解説書を見ると、立案担当者によるものには「婚姻は人生の一大重事なり。而して之に付ては既に一定の慣習あり。俄に之を改むること難しと雖も現今弊害ある事項、不明なる事項其他の欠点は総て法典に於て適当なる規定を設けて之を補正せざることを得ず。」

(梅謙次郎「民法要義卷之四(第19版)」87ページ・資料15。ただし、適宜用字を現代のものに改めた。以下同じ。)、  
「本条(引用者注:明治民法766条)は一夫一婦の主義を認めたるものなり蓋し我邦に於ては既に千有余年前より此主義を認め(以下略)」(同90ページ・資料15)との記載があるほか、民法学者によるものにも、「婚姻とは終生の共同生活を目的とする一男一女の正当な結合関係を云ふ」(穂積重遠「親族法」221ページ・資料3)、「婚姻は異性間の結合にして定まりたる男女の間の生存結合として法律の公認したるものならざる可からず。是れ古今に通じ東西に亘り苟も婚姻として争う可からざる所とす」(牧野菊之助「日本親族法論」179ページ・資料16)等との記載がある。このように、明治民法における婚姻は、我が国の従来<sup>の</sup>慣習を制度化したものであり、異性間のものであることが前提とされており、民法学者の間でも同様に理解されていた。

明治民法が規定する婚姻がこのような異性間の結合であることは、明治民法788条(妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル 入夫及ヒ婿養子ハ妻ノ家ニ入ル)や、同法789条(妻ハ夫ト同居スル義務ヲ負フ 夫ハ妻ヲシテ同居ヲ為サシムルコトヲ要ス)において、婚姻が夫(配偶者である男)と妻(配偶者である女)によってされるものであることが前提とされていることにも表れている。

#### (イ) 憲法

憲法24条1項は、「両性」及び「夫婦」という文言を用いているとこ

る、意見書(1) (10及び11ページ)で述べたとおり、一般的に、「両性」とは、両方の性、男性と女性を意味し、「夫婦」とは、夫と妻又は適法の婚姻をした男女の身分を意味するものとされている(新村出編「広辞苑(第7版)」2526及び3095ページ)ことからすると、同項にいう「両性」や「夫婦」もこれと同義とみるべきであるから、憲法は、「両性」の一方を欠き、当事者双方の性別が同一である場合に婚姻を成立させることをそもそも想定していないというべきである。

法の解釈に際しては、条文の文言の日本語としての意味や文法が重視・尊重されなければならない、文言からかけ離れた解釈が許されないのは当然であり、法解釈といっても、現に存在する成文の法令の文言を全く離れて飛躍することはできない(林修三「法令解釈の常識(第2版)」25ページ・資料17)。取り分け、憲法24条のように、「両性」や「夫婦」など、その字義が一義的に明らかである条項について、その字義とは全く別の意味の解釈を採ることは、現に存在する成文の法令の文言を全く離れて飛躍した解釈をしたものというほかなく、法解釈としては許されないものである。

この点については、意見書(1)(10及び11ページ)で述べたとおり、学説においても、「現時点で、憲法が同性婚を異性婚と同程度に保障しなければならないと命じているわけではないとの理解が大方のところであろうと思われる」(長谷部恭男編「注釈日本国憲法(2)」510ページ・資料8)、「現在の一般的な理解によれば、同性間での婚姻は認められていない(妻と夫という概念を用い、子の出産を前提とする民法の規定。さらには、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」とする憲法24条1項が、その法的根拠として挙げられる。)(窪田充見「家族法(第4版)」154ページ・資料18)、「通説は、(引用者注：憲法)24条の「両性」を both sexes という定めとして捉え、24条下では同性婚は容

認められないと解してきた。」(辻村みよ子「憲法と家族」129ページ・資料10)等と指摘されているところである。

また、憲法24条1項の制定過程における条項案を見ても、婚姻の当事者について、GHQ草案23条では「男女両性」という文言が(国立国会図書館「GHQ草案 1946年2月13日」・資料19)、「3月2日案」37条(国立国会図書館「日本国憲法「3月2日案」の起草と提出」・資料20)及び「3月5日案」22条(国立国会図書館「GHQとの交渉と「3月5日案」の作成」・資料21)では「男女相互」という文言がそれぞれ用いられている。そして、これらの草案を経て作成された口語化憲法改正草案22条以降、「両性の合意」という文言が採用され(国立国会図書館「口語化憲法草案の発表」・資料22)、その後、現在の憲法24条1項の規定として成文化されている。このように、同項の規定に成文化されるまでの過程においては、常に「男女」又は「両性」という文言が用いられており、一貫して性別の異なる者同士の人的結合関係が「婚姻」と表現されている。

さらに、意見書(1)(11及び12ページ)で述べたとおり、憲法審議においても、日本国憲法に関する審議が行われた第90回帝国議会において、当時の司法大臣であった木村篤太郎が「一夫一婦の原則は、私個人の考えであります、これは全く世界通有の一大原則だと思います。」(清水伸編「逐条日本国憲法審議録第二巻」486ページ・資料11)、「婚姻はどうしてもこの男女が相寄り相助ける所に基礎があるのであります。」(同494ページ)と説明するなど、婚姻が異性間のものであることを当然の前提としていたことがうかがわれる議論がされている。

このような制定過程及び審議状況を踏まえれば、憲法24条1項にいう「両性」及び「夫婦」がいずれも男女を意味することは一層明白である。

#### (4) 現行民法

日本国憲法の制定に伴い、明治民法は昭和22年に全面的に改正された（昭和22年法律第222号）。

同改正に係る法律案の提案理由は、「日本国憲法は、その第十三条及び第十四条で、すべて国民は個人として尊重せられ、法のもとに平等であつて、性別その他により経済的または社会的関係において差別されないことを明らかにし、その第二十四条では、婚姻は両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により維持されなければならないこと、及び配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならないことを宣言しております。しかるに現行民法（引用者注：本書面上の「明治民法」を意味する。）特にその親族編、相続編には、この新憲法の基本原則に抵触する幾多の規定がありますので、これを改正する必要があります。」と説明されている（昭和22年7月28日衆議院司法委員会会議録77ページ・資料23。同月30日参議院司法委員会会議録53ページ・資料24も同旨）。

上記提案理由の説明の中でも触れられているとおり、憲法24条1項は、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」と定めており、「両性」及び「夫婦」という用語が用いられているのであって、同項においては、婚姻の当事者が男女であることが前提とされているのであり、同項を前提とする同条2項においても、異性間の人的結合関係としての婚姻以外については立法による制度の構築が要請されていなかった（前記(イ)、後記第3の1(2)アないしウ参照）。

このように、日本国憲法の制定に伴い、明治民法は、昭和22年に全

面改正され、現行民法が制定されたが、そこでも婚姻の当事者が男女であることが前提とされているのであり、このことは、現行民法750条以下において「夫婦」という用語が用いられていることにも表れている。昭和22年の改正後に著されたコンメンタールにおいても、婚姻の要件として、「当事者である男女が、結婚してもさしつかえない最低限度の年齢（結婚年齢）に達していること（後略）」と記載されている（我妻榮＝立石芳枝「法律學体系コンメンタール篇親族法・相續法」46ページ・資料25）など、婚姻が異性間のものであることを前提とした記載がある。

他方で、同改正に係る国会審議において、同性間の人的結合関係を婚姻の対象とすることについて言及された形跡は見当たらない。

(イ) 婚姻が異性間の人的結合関係を前提としているのは、婚姻が生殖と子の養育を目的とする男女の結合であるとの我が国の伝統、慣習を制度化したものであり、同性愛が精神疾患の一種であるとする知見などに基づくものではないこと

申立人らは、明治民法から現行民法にかけての婚姻制度が、男女の結合を婚姻の目的と捉えていたのは、婚姻の目的や婚姻制度から導かれる帰結ではなく、当時の同性愛に対する社会や学説の病理的理解に基づいていたものであるなどと主張する（申立人ら第3準備書面・9ページ）。

しかしながら、仮に、申立人らの主張するとおり、日本国憲法及び民法の制定当時、同性愛が精神疾患の一種（変態性欲）であるとする理解が社会に存したとしても、そのことと、当該理解が日本国憲法及び民法制定の立法事実として考慮されたかという問題は、明確にしゅん別されるべきであるところ、前記(イ)でも指摘した憲法24条の制定経緯のほか、憲法審議の過程においても、上記のような同性愛に対する理解が立法事実として考慮されていたとは到底認められない。

すなわち、日本国憲法の審議がされた帝国議会において、当時の司法大臣が「一夫一婦の原則は、私個人の考えであります、これは全く世界通有の一大原則だと思います。」「婚姻はどうしてもこの男女が相寄り相助ける所に基礎があるのであります。」と述べるなどしている（前記(イ)）とおり、婚姻は異性間でされることが当然の前提とされていたものである。そして、婚姻が異性間の人的結合関係を前提として制度化された背景には、家族が我が国の社会を構成して支える自然的かつ基礎的な集団単位であるということができるところ、一人の男性と一人の女性という異性間の人的結合関係が、今後の社会を支える次世代の子を産み、育みつつ、家族の中心となって、これを形成しているという社会的な実態があり、当該実態に対して歴史的に形成されてきた社会的な承認があることによるのであって、同性愛は精神疾患の一種（変態性欲）であるとの理解に基づくものではない。

このことは、民法が、婚姻について、異性間の人的結合関係を前提としていることについても当てはまる。

すなわち、まず、前記(ア)で述べたとおり、明治民法において同性婚が定められなかったのは、婚姻が生殖と子の養育を目的とする男女の結合であるとの我が国の伝統、慣習を制度化したものであり、異性間のものであることが前提とされていたからにすぎず、同性愛が精神疾患であるとの考えが明治民法制定当時の立法事実として考慮されたからではない。

また、昭和22年民法改正に係る国会審議において、婚姻について同性間の人的結合関係を対象とすることに言及された形跡が見当たらないこと、現法民法に関する解説書に、「夫婦関係とは何か、といえ、その社会で一般に夫婦関係と考えられているような男女の精神的・肉体的結合というべきである。」「同性間の「婚姻」はこの意味で婚姻ではない」（我妻栄「親族法」14及び18ページ・資料5）等の記載があること

からすれば、現行民法において同性婚が定められず、これに関する規定も設けられていなかったのは、同性愛が精神疾患の一種（変態性欲）であるとして婚姻制度から積極的に排除するためでも、当然に許されないものとされていたためでもなく、むしろ、現行民法の制定時においても、婚姻が異性間の人的結合関係を対象とするものであるという前提に何らの変更がなかったからにはほかならない。

このように、民法においても、婚姻が異性間の人的結合関係を対象とするものであることを前提としているのは、婚姻が生殖と子の養育を目的とする男女の結合であるとの我が国の伝統、慣習を制度化したものであるという、明治民法制定時における前提が変更されなかったことにより、同性婚が想定されていなかったためにすぎないのであって、同性愛が精神疾患の一種であるとする知見に基づくものではない。

#### ウ 現行民法制定後の同性婚に関する議論の状況

現行民法制定後の同性婚に関する議論の状況は、以下のとおりであり、憲法24条が想定し、本件諸規定により制度化された婚姻の当事者は男女であるとの理解が一般的であるといえる。

##### (ア) 中川善之助「親族法（上）」（194ページ・資料26）

「何が婚姻意思であるかはその社会の習俗が決定する。即ちその社会の通念において婚姻と見られる生活共同体を形成しようとする意思であるといえよう。この意味からして同性婚の如きは婚姻ではなく、これに向けられた意思も婚姻意思とはいえない。」

##### (イ) 我妻栄「親族法」（14及び18ページ・資料5）

「婚姻をする意思（婚姻意思）とは、夫婦関係を成立させるという意思である。しからば、夫婦関係とは何か、といえ、その社会で一般に夫婦関係と考えられているような男女の精神的・肉体的結合というべきである。」「同性間の「婚姻」はこの意味で婚姻ではない」

(ウ) 大村敦志「民法読解 親族篇」(32及び33ページ・資料7)

「民法に規定のない婚姻障害として、同性婚の禁止がある。これは婚姻の本質からして当然のことと解されている。実際のところ、明治民法の立法時には議論の対象とされていなかった。また、その後も概説書類でも、近年に至るまでこの点に触れるものはほとんどなかった」

(エ) 長谷部恭男「憲法 第8版」(188ページ・資料27)

「『両性の合意』という文言からすると、憲法は同性愛者間の家庭生活を異性間のそれと同程度に配慮に値するものとは考えていないように思われる。」

## エ 小括

以上のとおり、婚姻関係は、伝統的に生殖と結びついて理解されていたために異性間のものと考えられてきており(前記ア)、我が国においても、明治民法が制度化した婚姻は異性間の人的結合関係を前提としたものであり、そこでは同性婚の存在は想定されていなかった(前記イ(7))。その上、日本国憲法の制定に伴って明治民法が全面的に改正されて制定された現行民法の文言、改正案の提案理由、改正時の国会審議の状況及び現行民法制定後の同性婚に関する議論の状況に照らせば、現行民法が制度化した婚姻についても、当事者が男女であるという前提には変更がないといえる(前記イ(イ)及び(ウ))。そして、現行民法制定後の同性婚に関する議論の状況に照らせば、憲法24条が想定し、本件諸規定により制度化された婚姻の当事者は男女であるとの理解が一般的であるといえる(前記ウ)。

(2) 本件諸規定は、生殖に結び付いて理解される異性間の人的結合関係を前提とした制度として婚姻を定めていること

ア 民法739条1項は、「婚姻は、戸籍法(中略)の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。」と規定し、憲法24条1項の規定を受けて法律婚主義を定める(最高裁平成25年9月4日大法廷決定・

民集67巻6号1320ページ) ところ、婚姻の効力を定める民法の各規定において、婚姻の当事者の呼称として「夫婦」、「夫」若しくは「妻」、「父母」又は「父」若しくは「母」という文言が用いられていることに加え(第4編第2章第2節ないし第4節)、重婚が禁止されている(732条)ことからすると、民法上の婚姻は、一人の男性と一人の女性の人的結合関係を定めているものと解される。これに対し、同性間の人的結合関係についても婚姻の対象としていることをうかがわせる規定は存在しない。

また、民法は、夫婦間の関係について、重婚の禁止(732条)のほかにも、婚姻適齢(731条)、近親者間及び直系姻族間の婚姻の禁止(734条及び735条)等を規定して婚姻の成立要件とする一方で、婚姻の無効(742条)、婚姻の取消し(743条ないし749条)、離婚(763条ないし771条)という婚姻関係の解消等についての要件を定めて一定の制約を課しているばかりでなく、婚姻の効果として、配偶者及び三親等内の姻族との間に親族関係を発生させ(725条)、配偶者の遺留分を含む相続権(890条、900条1号ないし3号及び1042条)、離婚時の財産分与(768条)、配偶者居住権(1028条)のほか、夫婦同氏の原則(750条)、夫婦の同居、協力及び扶助の義務(752条)、夫婦間の契約の取消権(754条)、夫婦の財産関係(755条)、夫婦財産契約の對抗要件(756条)、婚姻費用の分担(760条)、日常の家事に関する債務の連帯責任(761条)、夫婦間における財産の帰属(762条)等の夫婦間の権利義務を定めることによって、婚姻をした夫婦(一人の男性と一人の女性の人的結合関係)について、身分関係の発生に伴うものも含め、種々の権利を付与するとともに、これに応じた義務も負担させて、夫婦の一方の死亡後も見据えた夫婦関係の長期にわたる法的安定を図っている。

さらに、民法は、実子に関する規定(772条以下)や親権に関する規定(818条以下)を置き、婚姻をした男女とその子について特に定めて

おり、婚姻をした男女が子を産み育てながら共同生活を送るという関係を想定している。この点、民法は、婚姻をした夫婦間に生まれた子について、嫡出の推定(772条)、父母の氏を称すること(790条)等を定めるが、これらの規定については、最高裁平成25年決定の寺田逸郎裁判官の補足意見において、「現行の民法では、「夫婦」を成り立たせる婚姻は、単なる男女カップルの公認に止まらず、夫婦間に生まれた子をその嫡出子とする仕組みと強く結び付いているのであって、その存在を通じて次の世代への承継を予定した家族関係を作ろうとする趣旨を中心に据えた制度であると解される。(中略)婚姻し、夫婦となることの基本的な法的効果としては、その間の出生子が嫡出子となることを除くと、相互に協力・扶助をすべきこと、その財産関係が特別の扱いを受けること及び互いの相続における相続人たる地位、その割合があるが(中略)、男女カップルに認められる制度としての婚姻を特徴づけるのは、嫡出子の仕組みをおいてほかになく、その中でも嫡出推定は、父子関係を定める機能まで与えられていることから中心的な位置を占める。」と指摘されているとおり、異性間に認められる制度としての婚姻を特徴づけるものであるということが出来る。

そして、戸籍法74条は、民法739条1項及び750条等の規定を受けて、婚姻をしようとする者が、夫婦が称する氏、その他法務省令で定める事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならないと規定し、本件諸規定に基づく婚姻については、戸籍法6条、7条及び13条等の規定により、戸籍に記載されることにより、その関係が公証されることとなる。

このように、本件諸規定は、生殖に結び付いて理解される異性間の人的結合関係を前提とした制度として婚姻を定めている。

イ なお、申立人らは、①「生殖能力のない男女カップルや、子をもうける意思のない男女カップルに対しても婚姻が認められていることからすれば、嫡出推定規定は、性交渉によって懐胎することができない同性カップルに

対して婚姻を認めない理由にはならない。」、②「民法の大きな変化を経て、現行民法下では、婚姻と、生殖及び父子関係の確定の必要性との間の結び付きが必然的なものであるとはいえない。すなわち、嫡出推定は、親子関係を決定するための法理であって、婚姻関係を借用しているものにすぎず、婚姻の本質的要素ではないから、嫡出推定の制度があることを根拠に同性カップルの婚姻が認められないと解することは誤りである。」などと主張する（申立人ら第3準備書面・25及び26ページ）。

しかしながら、申立人らの①の主張についてみると、本件諸規定は、一人の男性と一人の女性の人的結合関係である夫婦については、その夫婦間に実際に子がなくとも、又は子を産もうとする意思や子が生まれる可能性がなくとも、婚姻を認めているが、これは、生物学的な自然生殖可能性を基礎として抽象的・定型的に立法目的を捉えて、婚姻をすることができる夫婦の範囲を定めていることによるものである（後記第3の3(4)エ参照）。したがって、子を産もうとする意思等のない男女カップルに対する婚姻が認められているという事情は、本件諸規定が同性婚を認めていると解すべき根拠となるものではなく、申立人らの主張には理由がない。

また、申立人らの②の主張についても、婚姻及び家族に関する法制度全体が有機的に関連して構築されていることや、嫡出推定規定の意義を踏まえないものであって、理由がない。

すなわち、民法は、婚姻をした夫婦間に生まれた子について、嫡出の推定（772条）を定めるが、最高裁平成27年12月16日大法廷判決（民集69巻8号2586ページ。以下「平成27年夫婦別姓訴訟最高裁判決」という。）の寺田逸郎裁判官の補足意見は、「男女間に認められる制度としての婚姻を特徴づけるのは、嫡出子の仕組み（772条以下）をおいてほかになく、この仕組みが婚姻制度の効力として有する意味は大きい（傍点は引用者による。以下同じ。）（注）。現行民法下では夫婦及びその嫡出子が

家族関係の基本を成しているとする見方が広く行き渡っているのも、このような構造の捉え方に沿ったものであるといえるであろうし、このように婚姻と結び付いた嫡出子の地位を認めることは、必然的といえないとしても、歴史的にみても社会学的にみても不合理とは断じ難く、憲法24条との整合性に欠けることもない。」とした上で、注として「嫡出推定・嫡出否認の仕組みは、妻による懐胎出生子は、夫自らが否定しない限り夫を父とするという考え方によるものであり、妻が子をもうけた場合に、夫の意思に反して他の男性からその子が自らを父とする子である旨を認知をもって言い立てられることはないという意義を婚姻が有していることを示している。このように、法律上の婚姻としての効力の核心部分とすらいえる効果が、まさに社会的広がりを持つものであり、それ故に、法律婚は型にはまったものとならざるを得ない」などとしている。

このように、婚姻制度は、単に婚姻の当事者について定めるにとどまるものではなく、法制度のパッケージとして婚姻及び家族に関する法制度が全体として有機的に関連して構築されるものにほかならないものである（前記ア及び後記第3の3(3)イ(ア)参照）。そうであれば、このような「法制度の一断片のみを取り出して検討することは相当ではない」のであって、「問題となっている事項が、夫婦や親子関係についての全体の規律の中でどのような位置付けを有するのか、仮にその事項を変更した場合に、法制度全体にどのような影響を及ぼすのかといった点を見据えた総合的な判断が必要とされる」ことから、その「制度の構築が、第一次的には国会の多方面にわたる検討と判断に委ねられているものである」（畑調査官判例解説755及び756ページ参照）。

取り分け、平成27年夫婦別姓訴訟最高裁判決の寺田逸郎裁判官の前記補足意見のとおり、嫡出子の仕組みが「婚姻制度の効力として有する意味は大きい」ものであり、「法律上の婚姻としての効力の核心部分とすらいえ

る効果が、まさに社会的広がりを持つ」のであって、「現行民法下では夫婦及びその嫡出子が家族関係の基本を成しているとする見方が広く行き渡っている」ことに照らすと、嫡出推定規定は、本件諸規定が、生殖に結び付いて理解される異性間の人的結合関係を前提とした制度として婚姻を定めていることを強く基礎づけるものであるといえる。

申立人らは、前記のとおり、嫡出推定規定は「婚姻関係を借用しているものにすぎ」ないなどと主張するが、その主張は、婚姻制度が、法制度のパッケージとして嫡出推定規定を含む婚姻及び家族に関する法制度が全体として有機的に関連して構築されるものであることを看過し、その法制度の一断片のみを取り出して論じるものであって理由がない。

### (3) 小括

以上のとおり、現行民法が、婚姻が異性間で行われることを当然の成立要件としていることは明らかであるところ、意見書(1) (3ないし6ページ)で述べたとおり、本件届出は、申立人らの婚姻が異性間において行われるという実質的成立要件を欠くものであり、そうである以上、当然、婚姻の実質的成立要件としての婚姻意思を欠くものでもあるため、民法740条が定める「その他の法令の規定に違反」する届出に該当し、受理することができない。

## 第3 異性婚を前提とし、同性婚を前提としていない本件諸規定が憲法に違反するものではないこと

### 1 本件諸規定が憲法24条1項及び2項に違反するものではないこと

#### (1) 申立人らの主張

申立人らは、憲法24条1項は、「婚姻の自由」を憲法上の権利として保障し、婚姻制度の中核（法律によっても侵すことのできない核心的部分）に位置付けることを宣言したものであり、同性カップルは、「永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営むこと」という婚

姻の本質を伴った関係を構築することができるという点において、異性カップルと何ら異なるところはなく、「婚姻の自由」は同性カップルにも等しく及ぶとした上で、「婚姻の自由」に対する制約は、原則として許されず、やむにやまれぬ目的のための必要最小限度の制約といえるような極めて限定的な場合にのみ、その合憲性が認められるというべきであるところ、同性婚を認めない状態を正当化するような目的は一切見出すことができないから、本件解釈ないし本件解釈に基づく本件不受理処分は、憲法24条1項に違反する旨主張する（申立書・14ないし22ページ、申立人ら第2準備書面・6ないし20ページ）。

また、申立人らは、憲法24条2項は、「配偶者の選択」に関し、法律は、「個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」と定め、個人の尊厳と両性の本質的平等を法制度が立脚すべき基盤とし、立法や法解釈の限界を画しており、当然、法制度を具体化する法律を解釈する際にも、個人の尊厳と両性の本質的平等の要請が妥当するところ、本件解釈ないし本件解釈に基づく本件不受理処分は、同性カップルの「婚姻の自由」を侵害し、同性カップル及び同性愛者等の尊厳を深く傷つけるものであり、さらに、性別及び性的指向に基づいて差別的な取扱いをするものであるから、個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に反することは明らかであり、憲法24条2項に違反すると主張する（申立書・22及び23ページ、申立人ら第2準備書面・24ページ）。

(2) 異性婚を定め、同性婚を定めていない本件諸規定が憲法24条1項及び2項に違反するものではないこと

ア 憲法24条の趣旨等

意見書(1)（16及び17ページ）で述べたとおり、婚姻及び家族に関する事項は、国の伝統や国民感情を含めた社会状況における種々の要因を踏まえつつ、それぞれの時代における夫婦や親子関係についての全体の規律

を見据えた総合的な判断を行うことによって定められるべきものである。したがって、その内容の詳細については、憲法が一義的に定めるのではなく、法律によってこれを具体化することがふさわしいものと考えられる。憲法24条2項は、このような観点から、「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」と規定し、婚姻及び家族に関する事項について、具体的な制度の構築を第一次的には国会の合理的な立法裁量に委ねるとともに、その立法に当たっては、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきであるとする要請、指針を示すことによって、その裁量の限界を画したものと見える。

また、意見書(1)(10ページ)で述べたとおり、憲法24条1項は、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」と規定し、婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻をするかについては、当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきであるとの趣旨を明らかにしたものと解される。婚姻は、これにより、配偶者の相続権(民法890条)や夫婦間の子が嫡出子となること(同法772条1項等)等の法律上の効果が与えられるものとされているほか、近年家族等に関する国民の意識の多様化が指摘されつつも、国民の中にはなお法律婚を尊重する意識が幅広く浸透していると考えられることも併せ考慮すると、上記のような婚姻をするについての自由は、憲法24条1項の規定の趣旨に照らし、十分尊重に値するものと解することができる(以上につき、最高裁平成27年12月16日大法廷判決・民集69巻8号2427ページ(以下「再婚禁止期間違憲判決」という。)参照)。

イ 憲法24条1項は、同性間の人的結合関係を対象とすることを想定していないこと

前記第2の2(1)イ(イ)で述べたとおり、憲法24条1項は、婚姻について異性間の人的結合関係のみを対象としており、同性間の人的結合関係を対象とすることを想定していないことは明らかであることからすると、「婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻をするか」を当事者で自由に意思決定し、故なくこれが妨げられないという意味における「婚姻をするについての自由」は、異性間の人的結合関係を対象とする婚姻についてのみ保障されていると解するのが相当である。そして、同条2項は、飽くまで婚姻が異性間の人的結合関係を対象とするものであることを前提として、これを具体化する制度の整備を立法府に要請するものであり、同性間の人的結合関係をも対象として婚姻を認める立法措置を執ることを立法府に要請していると解することはできない。そして、憲法24条1項の定める婚姻が異性間の人的結合関係のみを対象とするものとして本件諸規定により制度化され、同性間の人的結合関係を対象とするものとして制度化されない事態(差異)が生じることは、前記のとおり、憲法24条が婚姻について異性間の人的結合関係のみを対象とすることを明文で定め、婚姻に関する法制度の構築を法律に委ねていることの当然の帰結にすぎない。そうすると、同性間では本件諸規定に基づき婚姻をすることができないことは、憲法自体が予定し、かつ許容するものであるから、憲法24条に違反するものとはいえない。

したがって、異性間の人的結合関係を対象とするものとしての異性婚を前提とし、同性間の人的結合関係を対象とするものとしての同性婚を前提としていない本件諸規定が憲法24条1項及び2項に違反するものではない。

ウ 憲法24条2項は同条1項を前提とした規定であり、同条2項における立法上の要請及び指針も、婚姻が異性間の人的結合関係を対象とするものであることを前提としていること

(ア) 前記アのとおり、憲法24条2項は、婚姻及び家族に関する事項について、具体的な制度の構築を第一次的には国会の合理的な立法裁量に委ねるとともに、その立法に当たっては、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきであるとする要請、指針を示すことによって、その裁量の限界を画したものであるところ、以下に述べるとおり、同項における立法上の要請及び指針は、形式的にも内容的にも、同条1項を前提とすることが明らかである。

(イ) まず、形式面についていうと、憲法24条2項は、同条1項とは別の「項」にある規定であるが、そもそも、法令における「項」は、「条」の中の文章の段落を意味するものであり、「条」及び「号」ほどの独立性を有するものとは観念されていない（法制執務研究会編「新訂ワークブック法制執務（第2版）」217ページ・資料28）。また、このように、同じ「条」の中の各「項」の間には関連性があることに加え、「項」の先後関係に照らせば、通常、同じ「条」の中に複数の「項」が設けられる場合、後の「項」は、前の「項」の規定を前提として定められるものといえる。

したがって、法構造上、同じ「条」の中にある後の「項」が前の「項」を前提としていることは当然である。

さらに、憲法24条の原型は、いわゆるマッカーサー草案23条の「婚姻ハ男女両性ノ法律上及社会上ノ争フ可カラサル平等ノ上ニ存シ両親ノ強要ノ代リニ相互同意ノ上ニ基礎ツケラレ且男性支配ノ代リニ協力ニ依リ維持セラルヘシ此等ノ原則ニ反スル諸法律ハ廃止セラレ配偶ノ選択、財産権、相続、住所ノ選定、離婚並ニ婚姻及家族ニ関スル其ノ他ノ事項ヲ個人ノ威厳及両性ノ本質的平等ニ立脚スル他ノ法律ヲ以テ之ニ代フヘシ」（一部省略）に認められ、この段階では項を分けることなく一つの条の中に規定されていたものであり、その後、「日本側の第2案」（いわゆ

る「3月5日案」) 22条において、現憲法に類似した構造及び表現(ただし、前記第2の2(1)イ(イ)のとおり、「男女相互」という表現が用いられている。)となったものである(長谷部恭男編「注釈日本国憲法(2)」497及び498ページ・資料29、国立国会図書館「GHQとの交渉と「3月5日案」の作成」・資料21)。このように、憲法24条1項及び2項の原型となる条文が、両項を分けて規定していなかったことからすれば、両項が密接な関連性を有していることは一層明らかといえる。

以上のような憲法24条の制定過程を含めた同条の構造・形式といった側面からみると、同条2項は、同条1項から独立した規定ではなく、同条1項を前提として定められたものというべきである。

(ウ) また、内容面についていうと、まず、憲法24条1項は、婚姻が両性の合意のみに基づいて成立する旨を規定し、婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻をするかについては、当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきである旨を明らかにしたものである(平成27年夫婦別姓訴訟最高裁判決)。

他方、同条2項は、婚姻等に関する事項について具体的な制度を構築するに当たっての立法上の要請及び指針を示したものであるが、上記のとおり、婚姻の成立については、同条1項により、両性の合意のみに基づいて成立する旨が明らかにされていることから、婚姻の成立要件等を定める法律は、かかる同条1項の規定に則した内容でなければならない。そのため、婚姻等に関する事項について立法上の要請及び指針を示した同条2項においては、同条1項の内容も踏まえ、配偶者の選択ないし婚姻等に関する法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならないとしたものである(憲法24条2項における配偶者の選択とは婚姻の相手の選択であるから、それについて、法律が個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならないというこ

とは、婚姻が当事者の自由な合意のみによって成立すべきことを意味し、同条1項の規定と同趣旨であると解されている（佐藤功「憲法（上）[新版]」414ページ・資料30。）。

このように、憲法24条2項が、同条1項の規定内容を踏まえ、これを前提として定められていることは、同条2項の内容面からしても明らかである。

(エ) 以上のとおり、憲法24条2項は、同条1項の存在及び内容を前提として、婚姻等に関する事項について立法上の要請及び指針を示したものである。

この点、平成27年夫婦別姓訴訟最高裁判決においても、「憲法24条2項は、具体的な制度の構築を第一次的には国会の合理的な立法裁量に委ねるとともに、その立法に当たっては、同条1項も前提としつつ、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきであるとする要請、指針を示すことによって、その裁量の限界を画したものと見える。」と判示されており、憲法24条2項が、同条1項の存在及び内容を前提として、立法上の要請及び指針を示したものであることを明らかにしているところである。

そして、前記イのとおり、憲法24条1項が、婚姻について異性間の人的結合関係のみを対象としていることに加え、同条2項においても、同条1項と同じく「両性」といった男性と女性の両方の性を意味する文言が用いられていることからすれば、同条2項も、飽くまで婚姻が異性間の人的結合関係を対象とするものであることを前提として、これを具体化する制度の整備を立法府に要請するものであることが明らかである。

## エ 本件諸規定は憲法24条1項及び2項に違反するものではないこと

前記アのとおり、憲法24条1項は、婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻をするかについては、当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられる

べきであるとの趣旨を明らかにしたものと解されるところ、前記イのとおり、同項が、婚姻について異性間の人的結合関係のみを対象としており、同性間の人的結合関係を対象とすることを想定していないことが明らかであることからすると、憲法24条にいう「婚姻」とは、異性間の婚姻を指し、同性間の婚姻を含まないと解するのが相当である。

また、前記ウのとおり、憲法24条2項は、同条1項と同様に、飽くまで婚姻が異性間の人的結合関係を対象とするものであることを前提として、これを具体化する制度の整備を立法府に要請するものであり、同性間の人的結合関係をも対象として婚姻を認める立法措置を執ることを立法府に要請しているものではない。

したがって、異性間の人的結合関係を対象とするものとしての異性婚を前提とし、同性間の人的結合関係を対象とするものとしての同性婚を前提としていない本件諸規定は憲法24条1項及び2項に違反するものとはいえない。

(3) 申立人らの主張する「婚姻の自由」は、判例が前提としている「婚姻をするについての自由」とは異なるものであること

ア 申立人らは、再婚禁止期間違憲判決の判示や同判決の調査官解説を引用し、申立人らが主張する「婚姻の自由」は、判例上認められている「婚姻をするについての自由」の意味内容に沿うものであると主張する（申立人ら第2準備書面・14ないし18ページ）。

しかしながら、申立人らの主張する「婚姻の自由」は、平成27年夫婦別姓訴訟最高裁判決や最高裁令和3年6月23日大法廷決定（集民266号1ページ。以下「最高裁令和3年決定」という。）が前提としている「婚姻をするについての自由」とは異なるものである。

イ すなわち、平成27年夫婦別姓訴訟最高裁判決は、憲法24条1項について、「婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻をするかについては、当事者間

の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきであるという趣旨を明らかにしたものと解される。」と判示しているところ、同判示に関しては、「婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻するか」を当事者間で自由に意思決定し、故なくこれを妨げられないという意味において、「婚姻をするについての自由」が保障されているとはいえると考えられ、本判決はこの趣旨を明らかにしたものと解され、「再婚禁止期間違憲訴訟における判文（引用者注：再婚禁止期間違憲判決）においても、同様の趣旨が確認された」とされている（畑調査官判例解説750ページ）。その上で、平成27年夫婦別姓訴訟最高裁判決は、「本件規定（引用者注：夫婦が婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を称すると定める民法750条の規定）は、婚姻の効力の一つとして夫婦が夫又は妻の氏を称することを定めたものであり、婚姻をすることについての直接の制約を定めたものではない。仮に、婚姻及び家族に関する法制度の内容に意に沿わないところがあることを理由として婚姻をしないことを選択した者がいるとしても、これをもって、直ちに上記法制度を定めた法律が婚姻をすることについて憲法24条1項の趣旨に沿わない制約を課したものと評価することはできない。」と判示しているところ、畑調査官判例解説（751ページ）では、「この場面における「婚姻」とは、現在の法制度に基づく婚姻をいうのであって、仮にその婚姻の内容に意に沿わないところがあることを理由として婚姻をしないことを選択した者がいるとしても、それは、むしろ法制度の内容をどのように定めるべきかという制度の構築の問題であって、国会の立法裁量の範囲を超えるものであるか否かの検討の場面で考慮すべき事項である」と解説されている。

さらに、最高裁令和3年決定の深山卓也裁判官、岡村和美裁判官及び長嶺安政裁判官の共同補足意見においても、「憲法24条1項は、婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻をするかについては、当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきであるという趣旨を明らかにしたものである

ところ、ここでいう婚姻も法律婚であって、これは、法制度のパッケージとして構築されるものにほかならない。」とされている。

ウ 以上からすると、平成27年夫婦別姓訴訟最高裁判決や最高裁令和3年決定は、憲法24条1項にいう「婚姻」とは、現在の法制度に基づく婚姻であって、「婚姻するについての自由」とは、現在の法制度に基づく婚姻をするかどうか、いつ誰と現在の法制度に基づく婚姻をするかどうかを当事者間で自由に意思決定し、故なくこれを妨げられない自由をいうと捉えているといえる。そうすると、上記判決及び決定は、現在の法制度に基づく婚姻を離れた、法制度化されていない何らかの婚姻制度を念頭に、「婚姻をするについての自由」を認めているものではない。

エ 他方、申立人らは、「婚姻」とは、「人と人が、その後の生活と人生を共にすべきパートナーを選択すること」であり、婚姻の本質は、「両者が永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営むこと」にあり、「このような人類の営みは、単に国家が提供するサービスとしてではなく、前国家的、自然的に生じていたものである」とした上で、「婚姻の自由」とは、「このような意味において、婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻をするかについて、自由かつ平等な意思決定」をする自由である旨主張している（申立書・14及び15ページ）。

しかしながら、現在の法制度に基づく婚姻が、飽くまで一对の異性間による婚姻意思の合致と届出によって成立するものである以上、申立人らが主張する「婚姻の自由」は、現在の法制度に基づく婚姻を離れた、法制度化されていない何らかの婚姻制度を念頭に、「婚姻をするについての自由」をいうものと解するほかない。

そうすると、かかる申立人らの主張する「婚姻の自由」は、平成27年夫婦別姓訴訟最高裁判決や最高裁令和3年決定が前提としている「婚姻をするについての自由」とは異なるものである。

2 本件諸規定が婚姻について同性間の人的結合関係を対象とするものとして定めていないことが憲法13条に違反するものではないこと

(1) 申立人らの主張

申立人らは、婚姻は、単に国家が提供するサービスとしてではなく、前国家的、自然的に生じていた人類の営みであり、婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻をするかについて、自由かつ平等な意思決定をなし得ることは、個人が尊厳をもってその人らしい人生を送り、その人にとっての幸福を追求する上で、必要不可欠であるから、「婚姻の自由」は、まさに生来的、自然権的な権利として、憲法13条の規定する幸福追求権の一内容を構成するなど主張する（申立人ら第2準備書面・7ないし9ページ）。

(2) 憲法13条が同性間の「婚姻の自由」を保障しているとする申立人らの主張に理由がないこと

本件諸規定が婚姻について同性間の人的結合関係を対象とするものとして定めていないことが憲法13条に違反するものではないことについては、意見書(1)（12ないし14ページ）で述べたとおりである。

付言するに、人は、一般に社会生活を送る中で、種々の、かつ多様な人的結合関係を生成しつつ、生きていくものであり、当該人的結合関係の構築、維持及び解消をめぐる種々な場面において幾多の自己決定を行っていくものと解されるが、そのような自己決定を故なく国家により妨げられているか否かということと、そのような自己決定の対象となる人的結合関係について国家の保護を求めることはできるか否かということは、区別して検討されるべきものと解される。

すなわち、およそ人同士がどうつながりを持って暮らし、生きていくかは、当人らが自由に決めてしかるべき事柄であり、このような自由自体は異性間であっても同性間であっても、等しく憲法13条において尊重されるべきものと解されるが、意見書(1)（12ないし14ページ）で述べたとおり、婚姻

が一定の法制度を前提としている以上、「婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻をするか」を当事者間で自由に意思決定し、故なくこれを妨げられないという意味における「婚姻をするについての自由」は、憲法の定める婚姻を具体化する法律（本件諸規定）に基づく制度によって初めて個人に与えられる、あるいはそれを前提とした自由であり、生来的、自然権的な権利又は利益、人が当然に享受すべき権利又は利益ということとはできない。このように、婚姻をすることについての自由は、法制度を離れた生来的、自然権的な権利又は利益として憲法で保障されているものではないというべきである。

そして、前記1(2)アないしウのとおり、憲法24条1項は、婚姻について異性間の人的結合関係のみを対象とし、同性間の人的結合関係を対象とすることを想定しておらず、同条2項も、飽くまで婚姻が異性間の人的結合関係を対象とするものであることを前提として、これを具体化する制度の整備を立法府に要請しており、本件諸規定は、かかる要請に基づき、婚姻について異性間の人的結合関係のみを対象とするものとしてその具体的な内容を定めているということができる。

申立人らが本件解釈ないし本件解釈に基づく本件不受理処分により侵害されていると主張する権利又は利益の本質は、結局のところ、同性間の人的結合関係についても異性間の人的結合関係を対象とする婚姻と同様の積極的な保護や法的な利益の供与を認める法制度の創設を国家に対して求めるものにほかならず、法制度を離れた生来的、自然権的な権利又は利益として憲法で保障されているものではないから、このような内実のものが憲法13条の規定する幸福追求権の一内容を構成すると解することはできない。これは、同性間の人的結合関係を婚姻の対象に含めることが、同性間の婚姻を指向する当事者の自由や幸福追求に資する面があるとしても変わるものではない。

したがって、申立人らの前記(1)の主張には理由がない。

### 3 本件諸規定が憲法14条1項に違反するものではないこと

(1) 申立人らの主張

申立人らは、法律上の性別が異なる者同士には婚姻を認め、申立人らのように法律上の性別が同じ者同士には婚姻を認めないという本件解釈による別異の取扱いが「性別」及び性的指向に基づくものであることと、それによって侵害される権利・利益（「婚姻の自由」の侵害、婚姻に伴う種々の法的・経済的利益、社会生活上の利益などが享受できないこと等）の重大さを併せ考慮すれば、本件解釈による別異の取扱いは、原則として不合理なものとして許されず、やむにやまれぬ目的のための必要最小限度の区別といえるような極めて限定的な場合に限って合憲性が認められるというべきであるところ、このような取扱いを正当化し得るような目的が一切見出せないことから、本件解釈による別異の取扱いについて、事柄の性質に応じた合理的な根拠は存在せず、憲法14条1項に違反すると主張する（申立書・23ないし27ページ、申立人ら第2準備書面・20ないし23ページ）。

(2) 本件諸規定に基づき同性間で婚姻することができないことは、憲法自体が予定し、かつ、許容するものであり、憲法14条1項に違反するものではないこと

ア 憲法14条1項は、法の下での平等を定めており、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止する趣旨のものであると解すべきである（最高裁昭和39年5月27日大法廷判決・民集18巻4号676ページ、最高裁昭和48年4月4日大法廷判決・刑集27巻3号265ページ、平成27年夫婦別姓訴訟最高裁判決）。

そして、法律の規定が特定の事由に基づく区別により法的取扱いを異にしているか否かについては、当該規定の趣旨・内容や在り方から客観的に判断するのが相当である。この点、夫婦同氏制を定める民法750条の規定の憲法14条1項適合性が争われた平成27年夫婦別姓訴訟最高裁判決も、民法750条の規定が「その文言上性別に基づく法的な差別的取扱

いを定めているわけではなく、本件規定（引用者注：民法750条）の定める夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではない。」「夫婦となろうとする者の間の個々の協議の結果として夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めることが認められるとしても、それが、本件規定の在り方自体から生じた結果であるということとはできない。」と判示し、上記の考え方に沿う判断を示している。また、国籍法（平成20年法律第88号による改正前のもの）3条1項の規定の憲法14条1項適合性が争われた最高裁平成20年6月4日大法廷判決（民集62巻6号1367ページ。以下「最高裁平成20年判決」という。）、民法（平成25年法律第94号による改正前のもの）900条4号ただし書前段の規定の憲法14条1項適合性が争われた最高裁平成7年7月5日大法廷決定（民集49巻7号1789ページ）及び最高裁平成25年9月4日大法廷決定（民集67巻6号1320ページ）、民法（平成28年法律第71号による改正前のもの）733条1項の規定の憲法14条1項適合性が争われた再婚禁止期間違憲判決等も、上記の考え方を当然の前提としているものと解される。

イ このような観点から本件諸規定についてみると、本件諸規定が婚姻を異性間についてのものであるとして定めていることから、本件諸規定に基づき同性間で婚姻することはできないが、前記1(2)イ及びウにおいて述べたとおり、憲法24条1項が婚姻について異性間の人的結合関係のみを対象とすることを明文で定め、同性間の人的結合関係を対象とすることを想定していないことからすると、同条2項による要請に基づき同条1項の婚姻に関する事項を具体化する本件諸規定が異性間の人的結合関係のみを対象としていることは当然である。そして、特定の憲法の条項を解釈するに当たっては、関係する憲法の他の規定との整合性を考慮する必要があると解されるところ（横田耕一ほか「ブリッジブック憲法」106ページ参照・資料31）、

憲法24条1項の定める婚姻が異性間の人的結合関係のみを対象とするものとして本件諸規定により制度化され、同性間の人的結合関係を対象とするものとして制度化されない事態（差異）が生じることは、憲法24条が婚姻について異性間の人的結合関係のみを対象とすることを明文で定め、婚姻に係る法制度の構築を法律に委ねていることの当然の帰結にすぎず、同性間では本件諸規定に基づき婚姻することができないことは、憲法自体が予定し、かつ許容するものであると解するのが相当である。

そうすると、本件諸規定が婚姻について異性間の人的結合関係を対象とし、同性間の人的結合関係を対象とするものとして定めておらず（かかる区別取扱いを、以下「本件諸規定による区別取扱い」という。）、本件諸規定に基づき同性間で婚姻することができないことは、憲法自体が予定し、かつ許容しているものであつて、憲法24条に違反するとはいえないことはもとより、憲法14条1項に違反するものでもないというべきである。

(3) 本件諸規定が憲法14条1項に違反すると評価されるのは、立法府の裁量の範囲を逸脱し又は濫用したことが明らかであると認められるときに限られること

ア 憲法14条1項適合性を判断するに当たっては、立法府の裁量を前提として、その広狭に応じ、立法目的の合理性、目的達成のための手段・方法の合理性を具体的に検討すべきであること

前記(2)アのとおり、憲法14条1項は、法の下での平等を定めており、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止する趣旨のもので解すべきところ、立法行為又は立法不作為の憲法14条1項適合性を判断するに当たっては、当該取扱いにおける区別が「事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくもの」であるかどうかについて、立法府に合理的な範囲の裁量判断が認められる場合、これを前提にして、その広狭に応じ、立法目的の合理性、目的達成のための手段・方法

の合理性を具体的に検討すべきである。そして、審査の厳格さ（立法裁量の広狭）については、当該事案に応じ、①区別を生じさせている事柄の性質（何を区別の事由としているか。）、②区別の対象となる権利利益の性質とその重要性を総合的に考慮して、これらの具体的事情に応じたものとするべきである。このような考え方は、憲法14条1項適合性に関するこれまでの判例の基本姿勢であるとみることができる（寺岡洋和・最高裁判所判例解説民事篇平成27年度（上）132及び133ページ、加本牧子・最高裁判所判例解説民事篇平成27年度（下）661ページ）。

そこで、以下では、婚姻及び家族に関する事項の立法行為又は立法不作為の憲法14条1項適合性判断と憲法24条の関係について述べた上で（後記イ）、上記の判例の基本姿勢にのっとり、本件諸規定による区別取扱いを生じさせている事柄の性質、その対象となる権利の性質とその重要性を踏まえると、本件諸規定が憲法14条1項に違反すると評価されるのは、立法府の裁量の範囲を逸脱し又は濫用したと明らかに認められる場合に限られ、そのような場合は極めて限定的であることを述べる（後記ウないしカ）。

イ 婚姻及び家族に関する事項の立法行為又は立法不作為の憲法14条1項適合性については、憲法24条の解釈と整合的に判断する必要があること

(ア) 前記1(2)アで述べたとおり、憲法24条は、1項において「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」と規定し、婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻をするかについては、当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきであるという趣旨を明らかにした上、2項において「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」と規定

し、これを受けて、民法は、婚姻に関する要件を規定している。

婚姻及び家族に関する事項は、国の伝統や国民感情を含めた社会状況における種々の要因を踏まえつつ、それぞれの時代における要因の変化についても考慮した総合的な判断によって定められるべきであり、特に、憲法上直接保障された権利とまではいえない利益や実質的平等については、その内容として多様なものが考えられ、その実現の在り方は、その時々における社会的条件、国民生活の状況、家族の在り方等との関係において決められるべきものである（再婚禁止期間違憲判決及び平成27年夫婦別姓訴訟最高裁判決参照）。

また、婚姻及び家族に関する事項は、法制度のパッケージとして構築されるものにほかならず（最高裁令和3年決定の深山卓也裁判官、岡村和美裁判官及び長嶺安政裁判官の共同補足意見参照）、法制度としてその全体が有機的に関連して構築されているものであるから、法制度の一断片のみを取り出して検討することは相当ではない。そのため、問題となっている事項が、夫婦や親子関係についての全体の規律の中でどのような位置づけを有するのか、仮にその事項を変更した場合に、法制度全体にどのような影響を及ぼすのかといった点を見据えた総合的な判断が必要とされるものである（畑調査官判例解説755及び756ページ）。

したがって、婚姻及び家族に関する事項の詳細については、憲法が一義的に定めるのではなく、法律によってこれを具体化することがふさわしいものと考えられ、憲法24条2項は、このような観点から、婚姻及び家族に関する事項について、具体的な制度の構築を第一次的には立法府の合理的な裁量に委ねるとともに、その立法に当たっては、同条1項を前提としつつ、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきであるとする要請、指針を示すことによって、その立法裁量の限界を画したものと見える。

そうすると、婚姻及び家族に関する事項が憲法14条1項に違反するか否か、すなわち事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない法的な差別的取扱いに当たるか否かについては、このような立法府に与えられた合理的な立法裁量とその限界を検討しつつ、憲法24条の解釈と整合的に判断する必要があるというべきである。

(イ) この点、再婚禁止期間違憲判決においても、民法（平成28年法律第71号による改正前のもの）733条1項の規定の憲法適合性の判断に当たっては、憲法14条1項適合性の判断の枠組みにおける検討がされているとともに、その検討に当たり併せて憲法24条の趣旨及び意義が考慮されており、同条2項にいう「両性の本質的平等」違反の有無に関する立法府の立法裁量の範囲を逸脱していないかの審査も同時に行われている（加本・前掲解説民事篇平成27年度（下）685ページ）。

また、憲法14条1項適合性と憲法24条2項適合性との関係について、「憲法24条2項にいう「両性の本質的平等」については、同項により立法に当たっての要請、指針が示されていることから、婚姻及び家族に関する法制度を定めた法律の規定が憲法14条1項の形式的平等を害していない場合であっても、実質的平等の観点から憲法24条2項に違反するとの判断はあり得ると解されるが、同規定が憲法14条1項に違反する場合には、同時に憲法24条2項にも違反するとの結論が導かれることとなるであろう」（加本・前掲解説民事篇平成27年度（下）684及び685ページ）と説明されているとおり、憲法14条1項適合性については、憲法24条の解釈と整合的に判断する必要があることが明らかにされている。

さらに、平成27年夫婦別姓訴訟最高裁判決については、「憲法14条1項の「平等」が、少なくとも裁判規範としては基本的に形式的な平等をいうものであることを示し」ており、「実質的平等の観点は、憲法14

条1項適合性の判断において直ちに裁判規範となるものではないものの、(中略)憲法24条に関連し、(中略)考慮すべき事項の一つとしたものである(畑調査官判例解説746及び747ページ)との理解がされている。

(ウ) 以上のとおり、婚姻及び家族に関する事項の立法行為又は立法不作為の憲法14条1項適合性については、憲法24条の解釈と整合的に判断する必要があるというべきである。

#### ウ 婚姻及び家族に関する具体的な制度の構築は立法府の合理的な立法裁量に委ねられること

婚姻(法律婚)は、当事者の合意のみに基づいて成立する一身上の問題であるだけでなく、我が国の社会を構成し、これを支える自然的かつ基礎的な集団単位である家族を、その中心となって形成しているという実態があり、当該実態に対しては、歴史的に形成されてきた我が国の社会の承認が存在していると考えられる。このような性質の婚姻について、いかなる人的結合関係をその対象とするかは、婚姻の在り方を形作る核心ともいうべきものであり、我が国の家族の在り方、ひいては社会の根幹に関わる極めて重要な問題でもある。そうであるとすると、婚姻の当事者の範囲や要件については、国の伝統や国民感情を含めた社会状況に加え、将来の我が国の社会をどのような姿に導くことになるのか等を十分に検討して判断する必要があり、そのためには、ある程度時間をかけた幅広い国民的議論が不可欠であるという意味で、民主的なプロセスに委ねることによって判断されるべき事柄にほかならない。

この点、平成27年夫婦別姓訴訟最高裁判決に関して、婚姻及び家族に関する事項についての憲法24条2項適合性に関する合憲性審査基準について、「制度の構築が、第一次的には国会の多方面にわたる検討と判断に委ねられているものであることからすれば、少数者の基本的な権利を保障

するために厳格な審査をするというのではなく、第一次的には国会における民主主義の過程に重きを置いたものになると考えられる。」(畑調査官判例解説756ページ)と説明され、最高裁令和3年決定においても、「夫婦の氏についてどのような制度を採るのが立法政策として相当かという問題と、夫婦同氏制を定める現行法の規定が憲法24条に違反して無効であるか否かという憲法適合性の審査の問題とは、次元を異にするものである。

(中略)この種の制度の在り方は、平成27年大法院判決(引用者注:平成27年夫婦別姓訴訟最高裁判決)の指摘するとおり、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないというべきである。」と判示されているところである。

しかも、前記1(2)イにおいて述べたとおり、憲法24条が婚姻について異性間の人的結合関係のみを対象とするものとして明文で定め、婚姻に係る法制度の構築を法律に委ねていることからすると、憲法は、法律(本件諸規定)により異性間の人的結合関係のみを対象とする婚姻を制度化することを予定しているとはいえるものの、同性間の人的結合関係を対象とする婚姻制度を構築することを想定していないと解すべきである。

以上のとおり、婚姻及び家族に関する事項は、民主的プロセスに委ねることによって判断されるべき事柄にほかならず、その具体的な法制度の構築についても国会の合理的な裁量に委ねられていると解するのが相当であり、厳格な審査をすべきものではないというべきである。

エ 本件諸規定は性別に基づく別異の取扱いを定めるものではないし、婚姻について同性愛者と異性愛者との間に性的指向によって差異が生じるとしても、それは本件諸規定から生じる事実上の結果ないし間接的な効果にすぎないこと

申立人らは、本件解釈ないし本件解釈に基づく本件不受理処分は、法律上の性別が異なる者同士には婚姻を認め、法律上の性別が同じ者同士には

結婚を認めないものであり、「性別」に基づく別異の取扱いであると同時に、性的指向が異性に向く者に対しては自らが婚姻をしたい者と婚姻できる制度を用意する一方、性的指向が同性に向く者に対しては自らが婚姻をしたい者と婚姻できる制度を用意しないものであり、性的指向に基づく別異の取扱いであると主張する（申立書・23ないし25ページ）。

しかしながら、まず、本件諸規定が「性別」に基づく別異の取扱いを定めるものである旨の主張についてみると、本件諸規定は、異性間で行われることを婚姻の実質的要件と定めるものであり、その事実上の結果として、同性の者と婚姻しようとする者は、婚姻することができないが、このことは、同性の者と婚姻しようとする者が男性であったとしても女性であったとしても変わらない。したがって、本件諸規定は、「性別」に基づく別異の取扱いを定めるものではない。

次に、本件諸規定が性的指向に基づく別異の取扱いを定めるものである旨の主張についてみると、前記(2)において述べたとおり、法律の規定が特定の事由に基づく区別により法的取扱いを異にしているか否かは、当該規定の趣旨・内容や在り方から客観的に判断すべきであって、結果（実態）として生じている、又は生じ得る差異から判断するのは相当でない。このような観点から本件諸規定をみると、本件諸規定は、一人の男性と一人の女性との間に婚姻を認めるものであり、その文言上、婚姻の成立要件として当事者に特定の性的指向を有することを求めたり、当事者が特定の性的指向を有することを理由に婚姻を禁じたりするものではなく、その趣旨・内容や在り方自体が性的指向に応じて婚姻制度の利用の可否を定めているものとはいえないから、性的指向について中立的な規定であるということが出来る。そうであるとすると、本件諸規定が区別の事由を性的指向に求めているものと解することは相当でない。多種多様な人的結合関係のうち、本件諸規定が一人の男性と一人の女性の人的結合関係について婚姻を

認める結果として同性愛者がその性的指向に合致する者すなわち性別が同じ者と婚姻をすることができないという事態が生じ、同性愛者と異性愛者との間に性的指向による差異が生じているとしても、それは、性的指向につき中立的な本件諸規定から生じる事実上の結果ないし間接的な効果にすぎないというべきである。

そして、このような事実上の結果ないし間接的な効果としての区別は、法律の規定によって直接的に性的指向に基づく区別をする場合と比較して限定的なものであると考えられるから、本件諸規定による区別取扱いのように、事実上の結果ないし間接的な効果を有するにとどまる区別取扱いについては、法律の規定によって直接的な区別をする場合に比して、立法府の裁量は広範であると解するのが相当である。

オ 同性婚に係る権利利益は、憲法上保障されたものとはいえないし、具体的な法制度によって認められたものともいえないこと

(ア) 前記1(2)アにおいて述べたとおり、婚姻及び家族に関する事項は、憲法24条2項に基づき、法律が具体的な内容を規律するものとされていることから、婚姻及び家族に関する権利利益の内容は、憲法上一義的に捉えられるべきものではなく、憲法の趣旨を踏まえつつ定められる法制度を待って初めて具体的に捉えられるものである。

この点、平成27年夫婦別姓訴訟最高裁判決は、「氏に関する上記人格権の内容も、憲法上一義的に捉えられるべきものではなく、憲法の趣旨を踏まえつつ定められる法制度をまって初めて具体的に捉えられるものである」と判示しており、これについては、「一定の法制度を前提とする人格権や人格的利益については、いわゆる生来的な権利とは異なる考慮が必要であって、具体的な法制度の構築とともに形成されていくものであるから、当該法制度において認められた権利や利益を把握した上でそれが憲法上の権利であるかを検討することが重要となるほか、当該法制

度において認められた利益に関しては憲法の趣旨を踏まえて制度が構築されたかとの観点において、まだ具体的な法制度により認められていない利益に関してはどのような制度を構築すべきかとの観点において憲法の趣旨が反映されることになることを説示したものと思われる」と解されている（畑調査官判例解説737ないし739ページ）。

(イ) このような観点から本件についてみると、前記1(2)イ等で繰り返して述べてきたとおり、憲法24条1項は、婚姻について異性間の人的結合関係のみを対象とし、同性間の人的結合関係を対象とすることを想定していないため、同項を前提とする同条2項も、異性間の人的結合関係を対象とする婚姻制度の構築のみを法律に委ねているにとどまり、同性間の人的結合関係を対象とする婚姻制度の構築については想定していないとみるほかない。また、このような憲法24条の規定を前提として、現行法上、同性間の人的結合関係について婚姻と同様の法的効果(同性婚)を認める規定は存在しない。

そうすると、同性婚の相手を自由に選択する権利や、婚姻によって生じる法的効果の全部を同性婚によって享受する利益等の同性婚に係る権利利益は、憲法上保障されたものであるということとはできないし、同性間の人的結合関係を認める婚姻制度が存在しない以上、具体的な法制度によって認められたものともいえない。

なお、同性間の人的結合関係においても、婚姻による財産上の法的効果(財産分与、相続等)及び身分上の法的効果(貞操、扶養等)については、民法上のほかの制度(契約、遺言等)を用いることによって、婚姻と同様の効果を生じさせることができるから、同性婚が認められていないことによる事実上の不利益は、相当程度、解消ないし軽減する余地がある。また、同性婚が認められていないことは、同性間の人的結合関係については本件諸規定の適用がなく、本件諸規定が定める法的効果が

付与されていないことを意味するにとどまり、これによって、同性間において婚姻類似の人的結合関係を構築して維持したり、共同生活を営んだりする行為（自由）が制約されるものでもない。

以上のような区別取扱いの対象となる権利利益の性質は、本件諸規定の憲法14条1項適合性を判断するに当たり、十分に考慮されなければならない。

#### カ 小括

以上のとおり、立法府の裁量が認められる規定の憲法14条1項適合性を判断するに当たっては、当該裁量の広狭に応じ、立法目的の合理性、目的達成のための手段・方法の合理性を具体的に検討すべきであるところ（前記ア）、婚姻及び家族に関する事項の立法行為又は立法不作為の憲法14条1項適合性については、憲法24条の解釈と整合的に判断する必要があり（前記イ）、婚姻及び家族に関する具体的な制度の構築については立法府の合理的裁量に委ねられているものと解される中（前記ウ）、婚姻によって生じる法的効果を楽しむことができるか否かという点について同性愛者と異性愛者との間に性的指向による差異が生じることは、本件諸規定から生じる事実上の結果ないし間接的な効果にすぎないし（前記エ）、同性婚に係る権利利益は、憲法上保障されたものとはいえず、具体的な法律制度によって認められたものでもない（前記オ）ことからすると、本件諸規定が憲法14条1項に違反する余地があるとしても、それは、婚姻によって生じる法的効果を楽しむことができるか否かという点について同性愛者と異性愛者との間の性的指向による差異を結果として生じさせる本件諸規定の立法目的に合理的な根拠がなく、又はその手段・方法の具体的内容が立法目的との関連において著しく不合理なものといわざるを得ないような場合であって、立法府に与えられた裁量の範囲を逸脱し又は濫用するものであることが明らかである場合に限られるというべきであ

る。

(4) 本件諸規定の立法目的は、一人の男性と一人の女性が子を産み育てながら共同生活を送るという関係に対して特に法的保護を与えることにあり、合理的な根拠があること

ア 憲法及び民法は、婚姻が生殖と子の養育を目的とする男女の結合であるとの我が国の伝統、慣習が制度化されたものであること

前記第2の2(1)で述べたとおり、憲法及び民法は、婚姻が生殖と子の養育を目的とする男女の結合であるとの我が国の伝統、慣習が制度化されたものである。

イ 本件諸規定は、生殖に結びついて理解される異性間の人的結合関係を前提とした制度として婚姻を定めていること

前記第2の2(2)で述べたとおり、本件諸規定は、生殖に結びついて理解される異性間の人的結合関係を前提とした制度として婚姻を定めている。

ウ 本件諸規定の目的は、一人の男性と一人の女性が子を産み育てながら共同生活を送るという関係に対して特に法的保護を与えることにあり、合理性があること

(7) 以上の本件諸規定の立法経緯及びその規定内容からすると、本件諸規定に基づく婚姻は、人が社会生活を送る中で生成され得る種々の、かつ多様な人的結合関係のうち、一人の男性と一人の女性との人的結合関係とその間に産まれる子との人的結合関係を制度化し、夫婦に身分関係の発生に伴うものも含め、種々の権利を付与するとともに、これに応じた義務も負担させることによって、夫婦関係の長期にわたる円滑な運営及び維持を図ろうとするものである。すなわち、本件諸規定の目的は、一人の男性と一人の女性が子を産み育てながら共同生活を送るという関係に対して特に法的保護を与えることにありと解するのが相当である。

また、伝統的に、婚姻が、生殖と密接に結び付いて理解されてきたこ

とは、「男と女の性的結合は、人類の永続の基礎である。いかなる社会でも、当該社会における典型的な結合関係を法規範によって肯認し、その維持につとめた。(中略)近代文明諸国の法は、ほとんど例外なしに、この結合を一人の男と一人の女との平等な立場における結合とする。そして、その間の未成熟の子を含む夫婦・親子の団体をもって、社会構成の基礎とする。わが新法の態度もそうである。」(我妻栄「親族法」9ページ・資料5)と説明されたり、「婚姻とは、男と女との共同生活関係であつて、社会的制裁(sanction)によって保障されているところの社会的制度たる意味をもつもの、である。婚姻は、子の出生の社会制度的基礎でもあり、したがつて、婚姻は、家族的生活の構成部分、しかも重要な構成部分である。」(中川善之助「註釋親族法(上)」90ページ・資料32)と説明されたりしていることから裏付けられる。

このような本件諸規定の立法経緯(前記ア)及び本件諸規定の内容(前記イ)に照らせば、本件諸規定の目的は、一人の男性と一人の女性が子を産み育てながら共同生活を送るという関係に対して特に法的保護を与えることにあると解するのが相当である。

(イ)そして、前記第2の2(1)イ(㍑)及び(㍔)のとおり、本件諸規定は、異性間の婚姻を前提とする憲法24条の規定を受けて定められたものであり、また、我が国において、一人の男性と一人の女性の人的結合関係が、今後の社会を支える次世代の子を産み、育みつつ、我が国の社会を構成し、支える自然的かつ基礎的な集団単位である家族を、その中心となって形成しているという実態があつて、当該実態に対して歴史的に形成されてきた社会的な承認が存在していることに鑑みると、このような立法目的が合理性を有することは明らかである。

エ 本件諸規定が実際の自然生殖可能性の有無にかかわらず婚姻を認めていることが、その立法目的との関連において合理性を有すること

民法（本件諸規定）は、一人の男性と一人の女性が子を産み育てながら共同生活を送るという関係に対して特に法的保護を与えることを立法目的とし、実際の自然生殖可能性の有無にかかわらず婚姻を認めているところ、これは、生物学的な自然生殖可能性を基礎として抽象的・定型的に立法目的を捉えて、婚姻をすることができる夫婦の範囲を定めていることによるものである。そして、憲法24条は、一人の男性と一人の女性の人的結合関係である婚姻及びそれを前提として営まれることになる共同生活関係である家族について明文で規定し、このような婚姻及び家族に関する事項について立法上の配慮を求めているところ、一人の男性と一人の女性の人的結合関係である夫婦については、その夫婦間に実際に子がなくとも、又は子を産もうとする意思や子が産まれる可能性がなくとも、夫婦間の人的結合関係を前提とする家族が自然的かつ基礎的な集団単位となっているという社会的な実態とこれに対する社会的な承認が存在することが、抽象的・定型的に認められることに変わりがないことや、婚姻関係を含む家族に関する基本的な制度については、その目的について抽象的・定型的に捉えざるを得ない上、当該制度を利用することができるか否かの基準は明確である必要があることからすれば、婚姻をすることができる夫婦の範囲を前記のとおり定めることには、合理性が認められる。

そして、「一人の男性と一人の女性が子を産み育てながら共同生活を送るという関係に対して特に法的保護を与える」という立法目的は、婚姻制度の対象として生物学的にみて生殖の可能性のある男女の組合せ（ペア）としての夫婦を抽象的・定型的に想定したものであるから、このような目的を達成するに当たり、実際の自然生殖可能性の有無にかかわらず婚姻を認めることは、基準として何ら不合理と評価されるものではない。むしろ、パッケージとして構築される婚姻及び家族に関する制度においては、制度を利用することができるか否かの基準が明確である必要があるから、実際

の自然生殖可能性の有無にかかわらず婚姻を認めることは、本件諸規定の目的との関連において合理性を有するといえる。

一人の男性と一人の女性の人的結合関係である夫婦については、その夫婦間に実際に子がなくとも、又は子を産もうとする意思や子が生まれる可能性がなくとも、夫婦間の人的結合関係を前提とする家族が自然的かつ基礎的な集団単位となっているという社会的な実態とこれに対する社会的な承認があることが、抽象的・定型的に認められるという事実は、実際の自然生殖可能性の有無にかかわらず婚姻を認めることが本件諸規定の立法目的との関連で合理性を有することを裏付ける一つの事情であり、このような事実（立法目的を達成するための手段・方法の合理性を基礎づける事情）から遡って本件諸規定の立法目的を推測し、それが夫婦の生殖及び子の養育の要素を除いた共同生活自体の保護にあると解釈することは相当でない。

なお、仮に、上記の社会的な実態と承認から共同生活自体の保護という立法目的を推認する方法をとったとしても、それは飽くまで上記の社会的な実態と承認があることが、抽象的・定型的に認められる異性間の共同生活の保護に限られ、同性間の共同生活までも婚姻として保護することを目的としていると解する余地がないことは明らかである。

(5) 同性婚を認める法制度を創設していないことが本件諸規定の立法目的との関連においても合理性を有すること

前記1(2)イ及びウで述べたとおり、憲法24条は、婚姻を異性間のものとして明文で規定し、婚姻に係る法制度の構築を法律に委ねているのに対し、同性間の人的結合関係を対象とする婚姻は想定されていない。

また、異性間の人的結合関係が婚姻として制度化された背景には、一人の男性と一人の女性という異性間の人的結合関係が、今後の社会を支える次世代の子を産み、育みつつ、我が国の社会を構成して支える自然的かつ基礎的

な集団単位である家族をその中心となって形成しているという社会的な実態があり、当該実態に対して歴史的に形成されてきた社会的承認があることが、抽象的・定型的に認められるのに対し、同性間の人的結合関係には自然生殖の可能性が抽象的にであっても認められないし、多数の地方公共団体が同性パートナーシップに関する公的認証制度を創設し、諸外国においても同性パートナーシップ制度や同性間の法律婚制度が導入されるなど、同性間の人的結合関係に関する理解が社会一般に相当程度浸透し、同性愛者に対する差別や偏見の解消に向けた動きが進んでいると評価することができる状況にあるとしても、同性間の人的結合関係を我が国における婚姻の在り方との関係でどのように位置づけるかについては、いまだ社会的な議論の途上にあり、我が国において、同性間の人的結合関係を異性間の人的結合関係(婚姻関係)と同視し得るほどの社会的な承認が存在しているとはいえない。

さらに、同性婚が定められていないという事態は、同性間の人的結合関係に本件諸規定による特別の法的保護が与えられていないにとどまり、同性間において婚姻類似の親密な人的結合関係を構築して維持したり、共同生活を営んだりする行為(自由)は何ら制限されるわけではないといえるし、婚姻により生じる法的効果を受ける権利利益は、憲法上も具体的な法制度上も同性間の人的結合関係に対して保障されているものではない上、民法上のほかの制度(契約、遺言等)を用いることによって、同性婚が定められていないことによる事実上の不利益が相当程度解消ないし軽減される余地もある。

そうすると、異性婚と同性婚との間に前記のような相違が存在することを考慮すると、同性間の人的結合関係を婚姻の対象に含めないことが本件諸規定の立法目的との関連において合理性を欠くものであると評価することは相当ではない。

#### 4 まとめ

以上のとおり、本件諸規定が憲法24条1項及び2項、13条並びに14条

1項に違反するとはいえず、申立人らの前記1(1)、2(1)及び3(1)の主張に理由がないことは明らかである。

**第4 本件申立てを認容することは、参加人に法律上の不可能を強いるものである上、裁判所が法解釈により、現行の法律婚制度を法律上同性のカップル（ないしその子）が利用することができるよう本件諸規定を改正することにほかならず、許されないこと**

**1 申立人らの主張**

申立人らは、同性婚を認めない本件解釈ないし本件解釈に基づく本件不受理処分が憲法に違反するという前記主張を前提に、以下のいずれかの理由から、参加人が本件届出を直ちに受理すべきである旨主張する。

すなわち、申立人らは、本件解釈は、その適用によって憲法13条、24条1項及び2項、14条1項違反という結果を生じさせる、いわば違憲的な解釈であり、是正の必要性が極めて高いという要請に照らせば、本件諸規定における「婚姻」には同性婚も含め、「夫婦」等の文言には同性カップルも含めるような解釈をすることによって同性間の婚姻を認めるべきことは明らかであるから、本件解釈に基づいてなされた本件不受理処分は、本件諸規定の解釈適用を誤ったものであって違法であり、本件届出の受理を命じるべきである旨主張する（「憲法適合的解釈」の主張。申立人ら第2準備書面・24ないし26ページ）。

また、申立人らは、仮に異性間において行われることが婚姻の実質的成立要件であるとしても、当該異性間要件は、本件諸規定のうち、意味上の可分な一部を構成するといえるところ、異性間要件は違憲無効であり、本件届出においてその他の要件は全て満たされているのであるから、本件不受理処分は理由を欠く違法な処分であり、本件届出の受理を命じるべきである旨主張する（「一部違憲」の主張。申立人ら第2準備書面・26ないし29ページ）。

**2 参加人の意見**

(1) 登録・公証をする余地がない本件届出を参加人に受理するよう命じること  
は、参加人に法律上の不可能を強いるものであること

前記第1の1のとおり、本件は、申立人らが、戸籍法122条に基づき、  
本件届出を受理することを命ずる旨の審判を求めるものである。

この点、届出の「受理」とは、市区町村長が民法や戸籍法等を審査して適  
法であるとして、「受附」を容認する行政処分であるところ（南敏文「最新体  
系・戸籍用語辞典」233ページ・資料33）、届出を受理した場合には戸籍  
に記載することが原則である以上（木村三男・神崎輝明「全訂 戸籍届書の  
審査と受理」37ページ・資料34）、市区町村長が、民法及び戸籍法等に基  
づき戸籍の編製・記載ができるかどうかを審査して、届出の受理又は不受理  
の処分をすることは当然である。

そして、戸籍制度は、日本国民の親族的身分関係を登録・公証するための  
制度であり、戸籍法は、民法等の身分関係について定める実体法に対する手  
続法たる性質を有する（加藤令造「全訂戸籍法逐条解説」2及び3ページ・  
資料35、青木義人ほか「全訂 戸籍法」2ページ・資料36）ところ、戸  
籍法において果たすべき登録・公証の機能も、登録・公証の対象となる身分  
関係について定める実体法に従うことが当然の前提となっており、戸籍制度  
において実体法に反する事項を登録・公証することが認められる余地はない。  
この点、現行民法が、婚姻が異性間で行われることを当然の前提としている  
以上、戸籍法の制度設計がこれと前提を異にするものではないことは当然で  
あるから、戸籍法は、同性同士の婚姻について、戸籍に記載する規律を何ら  
定めていない。

民法739条1項は、前記第2の2(2)アで述べたとおり、「婚姻は、戸籍  
法(中略)の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。」  
と規定し、憲法24条1項の規定を受けて法律婚主義を定めるところ、婚姻  
の効力を定める民法の各規定において、婚姻の当事者の呼称として「夫婦」、

「夫」若しくは「妻」、「父母」又は「父」若しくは「母」という文言が用いられていること等からすると、民法上の婚姻は、一人の男性と一人の女性の人的結合関係を定めているものと解されるのであり、前記のとおり、民法の手続法たる戸籍法において、民法の規定に明確に反し、また、戸籍法において上記のとおり戸籍に記載する規律を何ら定めていない同性間の婚姻を登録・公証する余地はない。

それにもかかわらず、本件申立てを認容することは、参加人に対し、戸籍法において、何ら規定がない同性間の婚姻関係を登録・公証させることを意味するのであって、参加人に対して本件届出を受理して戸籍に記載するという法律上の不可能を強いるものにほかならない。

- (2) 本件申立てを認容することは、裁判所が法解釈により、現行の法律婚制度を法律上同性のカップル（ないしその子）が利用することができるよう本件諸規定を改正することにほかならないこと

同性間の人的結合関係について「婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻をするか」を当事者間で自由に意思決定し、故なくこれが妨げられないという意味における「婚姻をするについての自由」が憲法24条1項又は13条により保障されているとの前提をとり得ないことは、前記第3の1(2)及び2(2)において述べたとおりである。そして、申立人らが「婚姻の自由」として主張するものの内実は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきことを規定する憲法24条2項の要請に従って創設された現行の婚姻制度の枠を超えて、同性間の人的結合関係についても婚姻と同様の積極的な保護や法的な利益の供与を認める法制度の創設を国家に対して求めるものにほかならないのであって、国家からの自由を本質とするものということもできない。

したがって、本件事案の本質的な問題は、現行の婚姻制度に加えて同性婚を認める法制度を創設しないこと（絶対的立法の不作为）の憲法適合性であり、同性間の人的結合関係につき申立人らがいうところの「婚姻の自由」が

保障されていることを前提に、現行の婚姻制度から同性愛者等を排除していることの憲法適合性を問題とする申立人らの視点は誤りであって、本件申立てを認容することは、裁判所が法解釈により、現行の法律婚制度を法律上同性のカップル（ないしその子）が利用することができるよう本件諸規定を改正することにほかならない。

(3) 申立人らのいう本件諸規定の改正の手法により、現行の法律婚制度を法律上同性のカップルが利用することができるように本件諸規定を改正（解釈）すべきことが明らかであるとはいえず、本件申立てを認容することは、国会の立法裁量を侵害するものであって許されないこと

ア 前記(2)のとおり、本件申立てを認容することは、裁判所が法解釈により、現行の法律婚制度を法律上同性のカップル（ないしその子）が利用することができるよう本件諸規定を改正することにほかならないものであるところ、申立人らは、本件諸規定の改正の手法として、本件諸規定のうち、「婚姻」の文言には同性婚も含め、「夫婦」等の文言には同性カップルを含めるような解釈をする、又は、「異性間において行われること」を婚姻の実質的成立要件とする部分を一部違憲無効とするなどと主張する。

しかしながら、以下に述べるとおり、法律上同性のカップルの法的処遇について、婚姻型の法的処遇が導かれるとしても現行婚姻制度と全く同じ婚姻とはいえない旨の民法学者らから成る同性カップルの法的処遇に関する研究会の報告がされているところであり、こうした事情を踏まえれば、申立人らのいう本件諸規定の改正の手法により、現行の法律婚制度を法律上同性のカップルが利用することができるように本件諸規定を改正（解釈）すべきとはいえないことは明らかである。

イ 大村敦志学習院大学教授、窪田充見神戸大学教授、小粥太郎東京大学教授等から成る同性カップルの法的処遇に関する研究会がジュリスト1578号（令和4年12月1日発行）において、「同性カップルの法的処遇に関

する論点整理」(以下「論点整理」という。)を発表した(資料37及び資料38)。

この論点整理は、「同性カップルの法的処遇に関して、解釈論及び立法論においていかなる検討課題があるかを検討し、論点の整理を行」(資料37・106ページ)ったものである。具体的には、「婚姻の効果のうち、個別具体的な必要性の観点から、求められうる効果として何が考えられるか、それは既存の手段によってもたらすことのできる効果といかなる関係に立つか」(資料37・107ページ)、「現行の婚姻制度のもとで婚姻の効果とされているものを同性カップルの間にも認めることができるか」(資料37・109ページ)といった検討がされ、その一例として、「実親子関係の成立」については「同性カップルの婚姻を認める場合にいかなる親子関係が発生しうるか、ということ自体が、現行の婚姻制度を所与のものとした場合には検討課題となる。具体的には、女性が婚姻をしていると嫡出推定制度(民法772条1項)が適用されるように見えるため(男性カップルの場合、この点は問題にはならない)、女性カップルABの一方Aが第三者Cによって提供された精子を用いて婚姻中に懐胎した子Dの親は誰かということが問題となる。」(資料37・109ページ)ことや、「養親子関係の成立」については「同性カップルに(中略)婚姻の効果を認めると、同性カップルが養親となる余地が生じることになるので、そのことの評価が問題となる。」(資料37・110ページ)こと、「親権者」については、「同性カップルの婚姻を可能とし、同性カップルが「父母」ないしそれに代わる概念に該当するとするのであれば、養親としてであれ実親としてであれ、同性カップルによる親権の共同行使が可能になると解されるので、そのことの評価が問題となる。」(資料37・110ページ)ことなどが指摘された。

それらの検討を踏まえた上で、論点整理は、「総合的な検討」として、「そ

それぞれの問題について複数の選択肢があることを示すとともに、その組合せも複数通り考えられた。」「同性カップルについては現行婚姻制度から離れることも考えられた。それらを総合すると、同性カップルの法的処遇については、複数の（無数の）選択肢や組合せが考えられると言える。」（資料37・110ページ）とし、法律上同性のカップルの法的処遇として、同性婚制度の創設以外にも複数の制度設計の選択肢ないし組合せが考えられるとされたほか、「婚姻型の法的処遇が導かれるとしても、それは現行婚姻制度における婚姻と全く同じと言うことはできないであろう」（資料37・111ページ）などとする意見が示された。

ウ 前記イのとおり、民法学者から成る同性カップルの法的処遇に関する研究会が令和4年12月1日に発行された公刊物において発表した論点整理においても、法律上同性のカップルの法的処遇について、「同性カップルについては現行婚姻制度から離れることも考えられた。」「婚姻型の法的処遇が導かれるとしても、それは現行婚姻制度における婚姻と全く同じと言うことはできないであろう」と指摘されているところである。したがって、仮に法律上同性のカップルの法的処遇について、婚姻型の法的処遇を認める立法上の措置（解釈）を執るべきとの評価があり得るとしても、論点整理が指摘するとおり、「実親子関係」、「養親子関係」及び「親権者」といった「現行の婚姻制度を所与のものとした場合」の「検討課題」が山積しているのであって、申立人らが主張するように、本件諸規定につき、単に、「婚姻」の文言には同性婚も含め、「夫婦」等の文言には同性カップルも含めるような解釈をすとか、「異性間において行われること」を婚姻の実質的成立要件とする部分を一部違憲無効とするといったことで足りるなどは到底いえないから、申立人らのいう本件諸規定の改正の手法により、現行の法律婚制度を法律上同性のカップルが利用することができるように本件諸規定を改正（解釈）すべきことが明らかであるとはいえない。

エ 前記(2)のとおり、本件申立てを認容することは、裁判所が法解釈により、現行の法律婚制度を法律上同性のカップル（ないしその子）が利用することができるよう本件諸規定を改正することにほかならないところ、前記ウのとおり、現行の法律婚制度を法律上同性のカップルが利用することができるように本件諸規定を改正（解釈）すべきことが明らかであるとはいえないにもかかわらず、本件申立てを認容する（裁判所が法解釈により本件諸規定を改正する）ことは、国会の立法裁量を侵害するものであり、許されない。

## 第5 結語

以上のとおり、申立人らの主張にはいずれも理由がないことから、本件申立ては速やかに却下されるべきである。

## 第6 添付資料

資料13：青山道夫ほか「新版注釈民法（21）親族（1）」

資料14：二宮周平編「新注釈民法(17)親族(1)」

資料15：梅謙次郎「民法要義卷之四（第19版）」

資料16：牧野菊之助「日本親族法論」

資料17：林修三「法令解釈の常識（第2版）」

資料18：窪田充見「家族法（第4版）」

資料19：国立国会図書館「GHQ草案 1946年2月13日」

資料20：国立国会図書館「日本国憲法「3月2日案」の起草と提出」

資料21：国立国会図書館「GHQとの交渉と「3月5日案」の作成」

資料22：国立国会図書館「口語化憲法草案の発表」

資料23：昭和22年7月28日衆議院司法委員会議録

資料24：昭和22年7月30日参議院司法委員会議録

- 資料 25 : 我妻榮＝立石芳枝「法律學体系コンメンタール篇親族法・相續法」
- 資料 26 : 中川善之助「親族法（上）」
- 資料 27 : 長谷部恭男「憲法 第8版」
- 資料 28 : 法制執務研究会編「新訂ワークブック法制執務（第2版）」
- 資料 29 : 長谷部恭男編「注釈日本国憲法（2）」
- 資料 30 : 佐藤功「憲法（上）[新版]」
- 資料 31 : 横田耕一ほか「ブリッジブック憲法」
- 資料 32 : 中川善之助「註釋親族法（上）」
- 資料 33 : 南敏文「最新体系・戸籍用語辞典」
- 資料 34 : 木村三男・神崎輝明「全訂 戸籍届書の審査と受理」
- 資料 35 : 加藤令蔵「全訂戸籍法逐条解説」
- 資料 36 : 青木義人ほか「全訂 戸籍法」
- 資料 37 : 同性カップルの法的処遇に関する研究会「同性カップルの法的処遇に関する論点整理」（ジュリスト1578号106ページ）
- 資料 38 : 同性カップルの法的処遇に関する研究会「同性カップルの法的処遇(1)－論点整理のために」（ジュリスト1577号75ページ）

以上

## 略語等一覧表

略 称	基本用語	使用書面	ページ
本件届出	令和6年2月6日に提出された申立人らを当事者とする婚姻の届出	意見書	1ページ
本件不受理処分	仙台市太白区長が令和6年2月9日に本件届出を不受理とした処分	意見書	1ページ
本件担当者	仙台市太白区戸籍住民課窓口の担当者	意見書	2ページ
本件届書	令和6年2月6日に提出された申立人らを当事者とする婚姻届書	意見書	2ページ
憲法	日本国憲法	意見書	3ページ
現行民法	昭和22年法律第22号による改正後の民法	意見書	3ページ
明治民法	明治31年法律第9号による改正後の民法	意見書	4ページ
本件解釈	「民法及び戸籍法には、婚姻当事者が異性同士でなければならないという規定は明示的に存在しない」一方、現在の戸籍実務における、「民法及び戸籍法が、婚姻をしたカップルを「夫婦」、その当事者を「夫」又は「妻」と呼称していることなどを理由に同性間の婚姻は認められないものという解釈」	意見書	6ページ
最高裁平成25年決定	最高裁平成25年12月10日第三小法廷決定・民集67巻9号1847ページ	意見書	7ページ
婚姻の自由	「婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻をするかについて、自由かつ平等な意思決定をなし得ること」	意見書	9ページ
最高裁平成27年判決	最高裁平成27年12月16日大法廷判決	意見書	10ページ

略 称	基本用語	使用書面	ページ
畑調査官判例解説	最高裁平成27年12月16日大法廷判決 (民集69巻8号2586ページ)の判例解説	意見書	15ページ
参加人	利害関係参加人	意見書(2)	6ページ
申立人ら第1準備書面	申立人らの令和6年10月1日付け第1準備書面	意見書(2)	6ページ
申立人ら第2準備書面	申立人らの令和6年12月27日付け第2準備書面	意見書(2)	6ページ
申立人ら第3準備書面	申立人らの令和7年4月23日付け第3準備書面	意見書(2)	6ページ
申立人ら第4準備書面	申立人らの令和7年4月23日付け第4準備書面	意見書(2)	6ページ
申立人ら第5準備書面	申立人らの令和7年5月1日付け第5準備書面	意見書(2)	6ページ
本件諸規定	現行の法律婚制度を規律する民法及び戸籍法の諸規定	意見書(2)	6ページ
同性婚	同性間の人的結合関係	意見書(2)	6ページ
異性婚	異性間の人的結合関係	意見書(2)	6ページ
意見書(1)	令和6年7月9日付け意見書	意見書(2)	7ページ
平成27年夫婦別姓訴訟最高裁判決	最高裁平成27年12月16日大法廷判決・ 民集69巻8号2586ページ	意見書(2)	20ページ
再婚禁止期間違憲判決	最高裁平成27年12月16日大法廷判決・ 民集69巻8号2427ページ	意見書(2)	24ページ
最高裁令和3年決定	最高裁令和3年6月23日大法廷決定・集民 266号1ページ	意見書(2)	29ページ

略称	基本用語	使用書面	ページ
最高裁平成20年判決	最高裁平成20年6月4日大法廷判決・民集62巻6号1367ページ	意見書(2)	35ページ
本件諸規定による区別取扱い	本件諸規定が婚姻について異性間の人的結合関係を対象とし、同性間の人的結合関係を対象とするものとして定めていないこと	意見書(2)	36ページ
論点整理	同性カップルの法的処遇に関する研究会が、ジュリスト1578号(令和4年12月1日発行)において発表した「同性カップルの法的処遇に関する論点整理」	意見書(2)	55ページ